

岩見沢市栗沢スポーツ公園条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

施設の維持費である人件費、原材料費、電気料金等の価格高騰に対応するため、受益者負担の適正化の観点から使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。

第2 改正の内容

岩見沢市栗沢スポーツ公園施設の使用料の引上げ及び料金区分の見直しを行う。

第3 施行期日

- (1) 第1条 令和8年4月1日
- (2) 第2条 令和9年4月1日
- (3) 第3条 令和10年4月1日

岩見沢市条例第29号

岩見沢市栗沢スポーツ公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市栗沢スポーツ公園条例の一部を改正する条例

第1条 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例（平成17年条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条、第18条関係）

1 岩見沢市栗沢球場

区分			使用料					
			1日		半日		早朝・夜間1時間当たり	
			市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
アマチュアスポーツによる場合	入場料を徴収する場合	小学生成・生徒	8,360円	18,830円	4,160円	9,400円	1,020円	2,310円
	入場料を徴収しない場合	中学生						
	入場料を徴収する場合	高校生	12,560円	28,260円	6,260円	14,130円	1,560円	3,460円
	入場料を徴収する場合	大学生・一般	16,740円	37,680円	8,360円	18,830円	2,060円	4,680円

入場料を徴収する場合	小學生・中學生	最高入場料金の50人分	最高入場料金の25人分	最高入場料金の7人分			
	高校生	最高入場料金の60人分	最高入場料金の30人分	最高入場料金の8人分			
	大学生・一般	最高入場料金の70人分	最高入場料金の35人分	最高入場料金の9人分			
その他に使用する場合	入場料を徴収しない場合	20,940円	47,130円	10,460円	23,550円	2,700円	6,090円
附帯設備	放送設備(得点板含む。)	1,490円		730円		180円	
	夜間照明(1時間当たり)					4,680円	

備考

- 1 1日とは、午前9時から午後5時まで、半日とは、午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで、早朝とは、午前5時から午前9時まで、夜間とは、午後5時から午後9時までとする。
- 2 早朝、夜間及び夜間照明の1時間未満の時間は、1時間とする。
- 3 入場料を徴収する場合の使用料が、入場料を徴収しない場合の使用料(市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料と

する。以下この項において同じ。) よりも低額となるときは、入場料を徴収しない場合の使用料を適用する。

4 施設内での立売りについては、1日3, 540円、半日2, 120円を徴収する。

2 岩見沢市栗沢テニスコート

区分	使用料			
	1日	半日	1時間当たり	個人使用 (2時間当たり)
一般・大學生	1面 4,080円	1面 2,040円	1面 510円	シーズン券 9,900円
高校生	1面 2,040円	1面 1,020円	1面 260円	シーズン券 4,960円

備考

1 1時間未満の時間は、1時間とする。

2 使用時間の区分は、次のとおりとする。

(1) 1日 午前9時から午後5時まで

(2) 半日 午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで

3 施設内での立売りについては、1日3, 540円、半日2, 120円を徴収する。

4 シーズン券は、購入した年度の開設期間のみ有効とする。

3 岩見沢市栗沢パークゴルフ場

区分				使用料	
				市民	市民以外
プレー代 個人 使用	当日券		小学生・中学生・高校生	200円	400円
			一般	400円	800円
	回数券		小学生・中学	2,000円	4,000円

		生・高校生		
		一般	4,000 円	8,000 円
シーズン券		小学生・中学生	6,280 円	12,520 円
		生・高校生		
用具代	クラブ 1 本	一般	13,920 円	24,500 円
	ボール 1 個	1 日		50 円

備考

- 1 回数券は 1 1 枚づりとする。
- 2 シーズン券は、購入した年度の開設期間のみ有効とする。
- 3 故意により用具を紛失又は破損した場合は、実費を徴収する。
- 4 岩見沢市栗沢 B & G 海洋センタープール

区分		使用料
一般使用	当日券	小学生・中学生
		160 円
		高校生
	シーズン券	320 円
		大学生・一般
		460 円
		小学生・中学生
		1,580 円
		高校生
専用使用	1 コース 1 時間当たり	4,800 円
		780 円

備考

- 1 1 時間未満の時間は、1 時間とする。
- 2 シーズン券は、購入した年度の開設期間のみ有効とする。
- 5 岩見沢市栗沢 B & G 海洋センタースポーツ館

区分		使用料 (1 時間当たり)	暖房料
専用	アリーナ	市民 1,460 円	使用料の 3

使用		半面	市民以外 2,450 円	割	
			市民 740 円		
	第 2 体育館		市民以外 1,230 円		
			市民 740 円		
ミーティングルーム		市民以外 1,170 円			
		市民 120 円			
		市民以外 150 円			
個人 使用	アリーナ 第 2 体育館	小学生・中学生	2 時間当たり 100 円		
		高校生	2 時間当たり 200 円		
		大学生・一般	2 時間当たり 300 円		

備考

- 1 暖房料は、11月1日から翌年4月30日までの間に使用した場合に徴収する。
- 2 臨時電灯又は電力の使用料金等、通常の使用以外に特に要した費用は、実費を徴収する。
- 3 入場料を徴収する場合及び営利を目的とする催物又はこれらに類する使用については、表に定める使用料（市民、市民以外に区分される使用料については、市民以外の使用料とする。）に、その額の10割に相当する額を加えて得た額を使用料として徴収する。
- 4 1時間未満の時間は、1時間とする。

第2条 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例の一部を次のように改正する。

別表の1岩見沢市栗沢球場アマチュアスポーツに使用する場合の部入場料を徴収しない場合の項を次のように改める。

アマ	入場	小 学	12,540	18,830	6,240	9,400	1,530	2,310
チ ュ	料 を	生 ·		円	円	円	円	円
ア ス	徴 収	中 学						
ポ 一	し な	生						

ツにい場 使用合 する 場合	高 校 生	18,840 円	28,260 円	9,390 円	14,130 円	2,340 円	3,460 円
	大 学 生・ 一般	25,110 円	37,680 円	12,540 円	18,830 円	3,090 円	4,680 円

別表の1 岩見沢市栗沢球場その他に使用する場合の部入場料を徴収しない場合の項を次のように改める。

そ の 他 に 使 用 す る 場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	31,410 円	47,130 円	15,690 円	23,550 円	4,050 円	6,090 円
---------------------------------	-----------------------------	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------

別表の5 岩見沢市栗沢B & G海洋センター体育館専用使用の部アリーナの項及び第2体育館の項を次のように改める。

専用 使 用	アリーナ	全 面	市民 1,960 円 市民以外 2,450 円	使 用 料 の 3 割
		半 面	市民 990 円 市民以外 1,230 円	
	第2体育館		市民 990 円 市民以外 1,170 円	

第3条 岩見沢市栗沢スポーツ公園条例の一部を次のように改正する。

別表の1 岩見沢市栗沢球場アマチュアスポーツに使用する場合の部入場料を徴収しない場合の項を次のように改める。

ア マ チ ュ ア ス ポ 一 ツ に 入 場 料 を 徴 収 し な い 場	小 学 生・ 中 学 生	15,060 円	18,830 円	7,520 円	9,400 円	1,850 円	2,310 円
	高 校	22,600	28,260	11,300	14,130	2,770	3,460

使 用 合 する 場 合	生	円	円	円	円	円	円	円
	大 学 生 ・ 一 般	30,150 円	37,680 円	15,060 円	18,830 円	3,740 円	4,680 円	

別表の1 岩見沢市栗沢球場その他に使用する場合の部入場料を徴収しない場合の項を次のように改める。

そ の 他 に 使 用 す る 場 合	入 場 料 を 徴 収 し な い 場 合	37,710 円	47,130 円	18,840 円	23,550 円	4,870 円	6,090 円	
--	---	-------------	-------------	-------------	-------------	------------	------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条及び次項の規定は令和8年4月1日から、第2条及び附則第3項の規定は令和9年4月1日から、第3条及び附則第4項の規定は令和10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市栗沢スポーツ公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 第2条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市栗沢スポーツ公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第3条の規定の施行の際、現に使用の許可を受けている者に係る使用料の額は、同条の規定による改正後の岩見沢市栗沢スポーツ公園条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。